

## JaCER 情報セキュリティポリシー

一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（以下「JaCER」という）は、対話救済プラットフォームの運営その他の事業の実施において情報セキュリティの維持および推進することが、ステークホルダー、企業その他関係者が安心して対話救済プラットフォームの利用できるようにするために重要であることを自覚し、以下の事項に取り組みます。

また、JaCERは、本ポリシーの内容を具体化した情報セキュリティ規程を定め、JaCERの役職員及び受託者（以下「役職員等」）に対して、本ポリシー及び情報セキュリティ規程の遵守を要請します。

### 1 組織的な安全管理措置

JaCERは、理事の中から、情報セキュリティ管理者を任命します。情報セキュリティ管理者は、理事会の監督の下で、役職員等による情報セキュリティ対策を推進します。

### 2 人的な安全管理措置

JaCERは、役職員等に対し、情報セキュリティ確保のために必要な事項の遵守を要求すると共に、情報セキュリティに関する教育・訓練に参加させるものとします。

### 3 物理的な安全管理措置

JaCERは、事務所の入退室管理を含む、第三者による不正な情報アクセスを物理的に制限するための措置に取り組みます。

### 4 技術的な安全管理措置

JaCERは、アカウント管理・アクセス制御及びソフトウェア・ハードウェアのセキュリティ確保を含む技術的な安全管理措置に取り組みます。

### 5 情報のライフサイクル管理

JaCERは、情報のライフサイクル（情報の受領・取得、情報の保管、情報の発信・受付等、情報の持ち出し・複製、情報の廃棄・返還）を通じて、情報セキュリティの維持のために適切な措置に取り組みます。また、JaCERは、情報のライフサイクル管理の実施状況に関して、定期的に点検・監査を行います。

### 6 セキュリティ事故発生時の対応

JaCERは、取扱情報の漏えい、滅失、毀損等の事故（以下「セキュリティ事故」という。）が発生した場合、検知、原因調査、被害の封じ込め、情報主体等への連絡、再発防止を含む適切な措置に取り組みます。